暗号資産交換業者及び資金移動業者への振込について

平素より水沢信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当金庫では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策の一環として、投資詐欺等からお客さまをお守りするための各種取り組みを行っております。

近年、特殊詐欺における被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正に送金されるケースが増加しております。そのため、お客さま保護及び不正送金防止の観点から、支払口座名義と異なる振込依頼人名に変更して暗号資産交換業者及び資金移動業者の金融機関口座へ振込みをされる場合は、お取引を制限させていただく場合がございます。

大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みとなりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

※口座名義人名の前後に英数字等が付される場合は対象にはなりません。

口座の売買・譲渡・譲受・貸借は犯罪です！

・金融機関口座（通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングのログインID・パスワード等の口座情報）の売買・譲渡・譲受・貸借は法律で禁止されています。金融犯罪に巻き込まれる恐れがありますので絶対に行わないでください。

・口座が犯罪に利用されることを知らなかった場合でも、お客さま自身が法令違反（詐欺罪、犯罪収益移転防止法違反等）で罰せられることがあります。

・当該行為が判明した場合は、口座利用停止や警察への通報等を行います。

〖本件に関するお問い合わせ先〗
水沢信用金庫
総務部マネロン対策課
TEL:0197-23-2498